**○国土交通省告示第三百五十一号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

平成二十九年四月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

| 名称 | 所在地 | 検査事務を開始する日 |
|---|---|---|
| 軽自動車検査協会神奈川事務所 | 神奈川県横浜市都筑区佐江戸町字宮田770番1 | 平成二十九年五月二十二日 |

**○国土交通省告示第三百五十二号**

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

| 免許番号 | 氏名 | 本籍の都道府県名 | 免許年月日 | 水先区の名称 |
|---|---|---|---|---|
| 第二〇〇〇六一号 | 岡田　尚享 | 愛媛県 | 平成二十九年四月五日 | 大阪湾水先区 |
| 第二〇〇〇六二号 | 増岡　剛 | 大阪府 | 平成二十九年四月五日 | 関門水先区 |
| 第二〇〇〇六三号 | 寺本　宜史 | 山口県 | 平成二十九年四月五日 | 那覇水先区 |

**○防衛省告示第六十九号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十七日

防衛大臣　稲田　朋美

一　実施区域

野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

二　実施日時

平成二十九年四月二十五日（予備、同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで及び、同月二十六日（予備、同月二十七日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

三　実施艦等

自衛艦九隻

四　その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第七十号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十七日

防衛大臣　稲田　朋美

一　実施区域

五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

二　実施日時

平成二十九年四月二十五日（予備、同月二十六日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

三　実施艦等

自衛艦九隻

四　その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○関東地方整備局告示第百八十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都市計画下水道事業東京都公共下水道

三　事業施行期間　自昭和二十八年十月十二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十二年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第千九十二号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二千八百七十九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第五百六十七号、昭和五十年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五十七号、昭和五十五年建設省告示第百七十号、昭和五十九年建設省告示第三百三十四号、昭和六十年建設省告示第六百四十号、昭和六十一年建設省告示第千百三十号、昭和六十二年建設省告示第三百一号、昭和六十三年建設省告示第二百三十九号、平成元年建設省告示第千九十五号、平成元年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第七百八十号、平成五年建設省告示第六百九十七号、平成六年建設省告示第二千百三号、平成七年建設省告示第千一号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第二百四十八号、平成十一年建設省告示第九百二十六号、平成十二年建設省告示第千六百四号、平成十三年関東地方整備局告示第三百十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十五年関東地方整備局告示第二百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第二百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第三百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第二百四十四号、平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号及び平成二十七年関東地方整備局告示第二百六号の事業地のうち、千代田区大手町二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百八十七号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

| 一　道路の種類及び路線名 | 二　占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一般国道　六号 | 土浦市佐野子字芝原一四三四番地先から同市東並木町五七六番地先まで | 関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所 |
| 〃　〃 | 土浦市上高津新町一七三番一五地先から同市佐野子字芝原一四三四番地先まで | 〃 |
| 〃　〃 | 土浦市中字勢至堂二五六番地先から同市永国字根崎二五四番一地先まで | 〃 |
| 〃　〃 | 土浦市中貫字館野八七九番一地先から同市中貫字門畑一六〇九番二地先まで | 〃 |

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。